

○ 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第四十七条 削除</p>	<p>（特定資産の評価に関し専門的知識を有する者）          第四十七条 令第十五条第五号に規定する内閣府令で定めるものは、          指定格付機関であつて、その調査する特定資産を保有する特定目的          会社が発行する資産対応証券のいずれかに格付を付与した者以外の          もとする。</p>